

大阪府松原市府有地等の活用に係る開発事業者公募 質問に対する回答 【3回目】（令和6年10月9日）

No.	質問		回答
	要領のページ	該当項目 内容（原則、原文のまま掲載）	
1	4	1 (4) ① 既存建物を活用せず新たな開発を行う場合、府有地の未登記である附属建物8にかかる取得後の手続きに必要な書類は解体証明書、家屋滅失届出書の2点の理解でよろしいでしょうか。	家屋滅失届出書の提出が必要です。様式は【資料2】「家屋届出書」を使用してください。なお、家屋滅失届に係る解体証明の添付は任意です。
2	5	1 (4) ① 土地8筆合計32,425.69㎡の内、道路部分を寄贈した場合、建ぺい率は、道路部分を算入しないと理解したら良いでしょうか。 また、当該地区の建ぺい率、容積率を教えてください。	都市計画法第29条（開発行為の許可）を受けて道路を整備する場合、ご理解のとおり建ぺい率、容積率の算定にあたっては公共施設用地（道路、公園、緑地等）を算入できません。 また、市街化調整区域では原則、建ぺい率60%、容積率200%ですが、都市計画法第29条（開発行為の許可）の適用される根拠条文によっては建ぺい率、容積率の制限が異なります。
3	別添1	現況求積図 現況求積図（1/2）、（2/2）のCAD（DXF）データを提供いただけますか。	現況求積図のCADデータを希望される方がおられましたら、公募要領巻末に記載の大阪府流通対策室までご連絡ください。メールにてお送りさせていただきます。 なお、現況求積図は、地積測量図ではありませんので、正確性にやや欠けることを予めご了承ください。
4	--	-- 松原市都市計画マスタープラン（令和2年3月）2.都市づくりの方針（1）土地利用の方針1）基本的考え方②市街化調整区域の項目に「工場の立地を誘導します。」と記載なされていますが、工場立地可能と理解しても良いのでしょうか。	松原市都市計画マスタープラン上、「工場等の産業系施設等を計画的に誘導」とあり、工場の立地についても誘導できる土地と考えますが、実際の立地に際しては、その計画内容によっては各種法令の制限を受ける場合があります。